

建設工事における労働環境改善（ウィークリースタンス）の取組について

令和7年4月1日
光市入札監理課

建設工事における受発注者の労働環境の改善を図ることを目的とし、以下のとおり「ウィークリースタンス」にとりくむこととしましたのでお知らせします。

受発注者が協力・協働し、建設業界の働き方改革に取り込むことを目的とし、次の各号に掲げるウィークリースタンス実施項目に取り組むものとする。

- 1 時間外に「仕事が発生することのない・仕事が前提とならない」よう留意する。
 - (1) 勤務時間外の打合せの設定は行わない。
 - (2) 施工時間外の立会の設定は行わない。
 - (3) 資料作成依頼を正規の勤務時間外に行わない。
- 2 土日等の休日に「仕事が発生することのない・仕事が前提とならない」（休日明けを期限日としない）よう留意する。
- 3 受発注者間のパートナーシップの適確な運用による円滑な施工に繋げるよう留意する。
 - (1) ワンデーレスポンス（受発注者からの発議を受領した時点から24時間以内に回答。期間内での回答が難しい場合は回答期限を回答。ただし、土日等の休日は期間から除外する。）を徹底する。
 - (2) 不必要な資料は求めない、提出しない。
 - (3) 現地状況が異なる場合等に当たっては、受発注者間で遅滞なく協議・調整する。
 - (4) 「工事一時中止に係るガイドライン」に則り、適切な措置を執る。
 - (5) 「工事請負契約に係る設計・契約変更ガイドライン」を遵守し、円滑且つ適切な手続きを行う。